

災害等発生時対策基本方針

一般社団法人 日本損害保険協会

一般社団法人日本損害保険協会（以下、「損保協会」という。）は、以下の事象が発生した場合またはそれらのおそれがある場合において、損害保険業界の重要業務の安定的な運営を確保し、損害保険業の社会的責任を果たすため、本基本方針を策定する。

- （１）地震および風水害等の災害（以下、「自然災害等」という。）により甚大な被害が発生した場合
- （２）新型インフルエンザ等の感染症が大流行した場合
- （３）共同システムに重大なセキュリティインシデント（以下、「インシデント」という。）が発生した場合

損保協会会員会社（以下、「会員会社」という。）および損保協会事務局（以下、「協会事務局」という。）は、以下の基本方針に従い行動する。

1. 基本方針

- ・ 損害保険業界の重要業務の安定的な運営を確保するため、実効的な体制整備に努めるとともに、業界共通の運営業務（共同システム、代理店試験、広報対応等）については、会員会社および協会事務局が緊密に連携を取りつつ対応する。
- ・ その他、災害等ごとの基本方針を下記２. のとおり定める。

2. 災害等ごとの基本方針

（１）自然災害等（地震、風水害等）・感染症の大流行（新型インフルエンザ等）共通

- ・ 役員・従業員・派遣スタッフなどの従業員等（以下、「従業員等」という。）およびその家族等の関係者の人命の安全を確保するため、必要な措置を講ずる。
- ・ 被災者等に対して迅速かつ的確な保険金等の支払に努めるとともに、行政機関からの要請や災害救助法の適用状況等をふまえ、必要に応じ、被災者等への特例措置等（保険料払込猶予措置等）について適切な対応を行う。

ア. 自然災害等（地震、風水害等）

- ・ 自然災害等が発生した場合において、損害保険業界の重要業務が停止しないようにするために平時からの体制整備に努めるとともに、重要業務が中断したときには早期復旧に努める。

イ. 感染症の大流行（新型インフルエンザ等）

- ・ 従業員等およびその家族等の関係者の人命の安全を確保するため、職場等における感染予防に努める。
- ・ 従業員等に感染者が発生した場合は、必要に応じて事業活動や業務の停止を検討するなど、感染の拡大防止に努める。
- ・ 従業員等が感染し欠勤者が生じた場合においても、損害保険業界の重要業務を継続することができるよう、必要な体制の構築に努める。

（２）共同システムにおけるインシデント

- ・ 平時より情報セキュリティ対策に努め、インシデントの発生の防止に努めるとともに、インシデント発生時には当該事象の迅速な検知に努める。
- ・ インシデント発生による被害とその影響範囲を最小限に抑え、早期復旧に努めるとともに、状況に応じて代替策を講じることで事業継続に努める。
- ・ 当該事象を踏まえて再発防止に努めることで、業務の安定性を確保する。
- ・ インシデント対応にあたっては、関係部門間で適切にコミュニケーションをとり、関係者への情報開示を適切に行う。また利用者への代替措置を実施し、利用者への影響を最小限にとどめる。

3. 基本方針の実現

- ・ 損保協会は、本基本方針の実現に向け、必要に応じて以下の事項を具体的に定める行動計画やマニュアル等を整備・作成する。
 - （１）対策体制（指揮・命令系統および所管）
 - （２）情報収集・情報共有体制
 - （３）（感染症等における）感染防止策
 - （４）（自然災害等、感染症における）事業継続計画
 - ア. 事業継続方針（業務の継続・停止・復旧の考え方）
 - イ. 重要業務の特定
 - ウ. 重要な要素・資源の確保
 - （５）（自然災害等、感染症における）契約者等への対応の考え方（被災者救済措置等）
 - （６）（インシデントにおける）システムが停止した場合の代替策

4. 基本方針の所管および改廃

- ・ 本基本方針は一般委員会が所管する。また、改廃は理事会が行う。

制定 2009 年 10 月 15 日

改定 2012 年 4 月 1 日

改定 2025 年 4 月 1 日

以 上